

## 第11号議案

### 品川区国際交流推進基金条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

品川区長 森 澤 恭 子

### 品川区国際交流推進基金条例

(設置)

第1条 国際的な交流の推進および国際理解を深めることを目的とした事業に要する財源に充てるため、品川区国際交流推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 一般会計歳入歳出予算で定める額
- (2) 基金の目的のために寄付された寄付金の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入することができる。

(処分)

第5条 区長は、第1条の目的のため必要があるときは、基金の全部または一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 国際交流推進基金を設置する必要がある。